



町田市景観みちしるべ 景観づくりガイドライン

～連句（つながり）から考える
町田の景観づくり～



町田市 2024年10月

「時を隔ててデザインされるものが周囲の既存の建築物や工物等のデザインと一体となって空間や風景を形成する場合、先人が施したデザインに敬意を払い、自身が行うデザインにそれを反映させることが必要である。」

『土木デザイン論 新たな風景の創出をめざして』篠原修 著 抜粋・一部編集 詳細 p 8)



町田の春

畦の桜



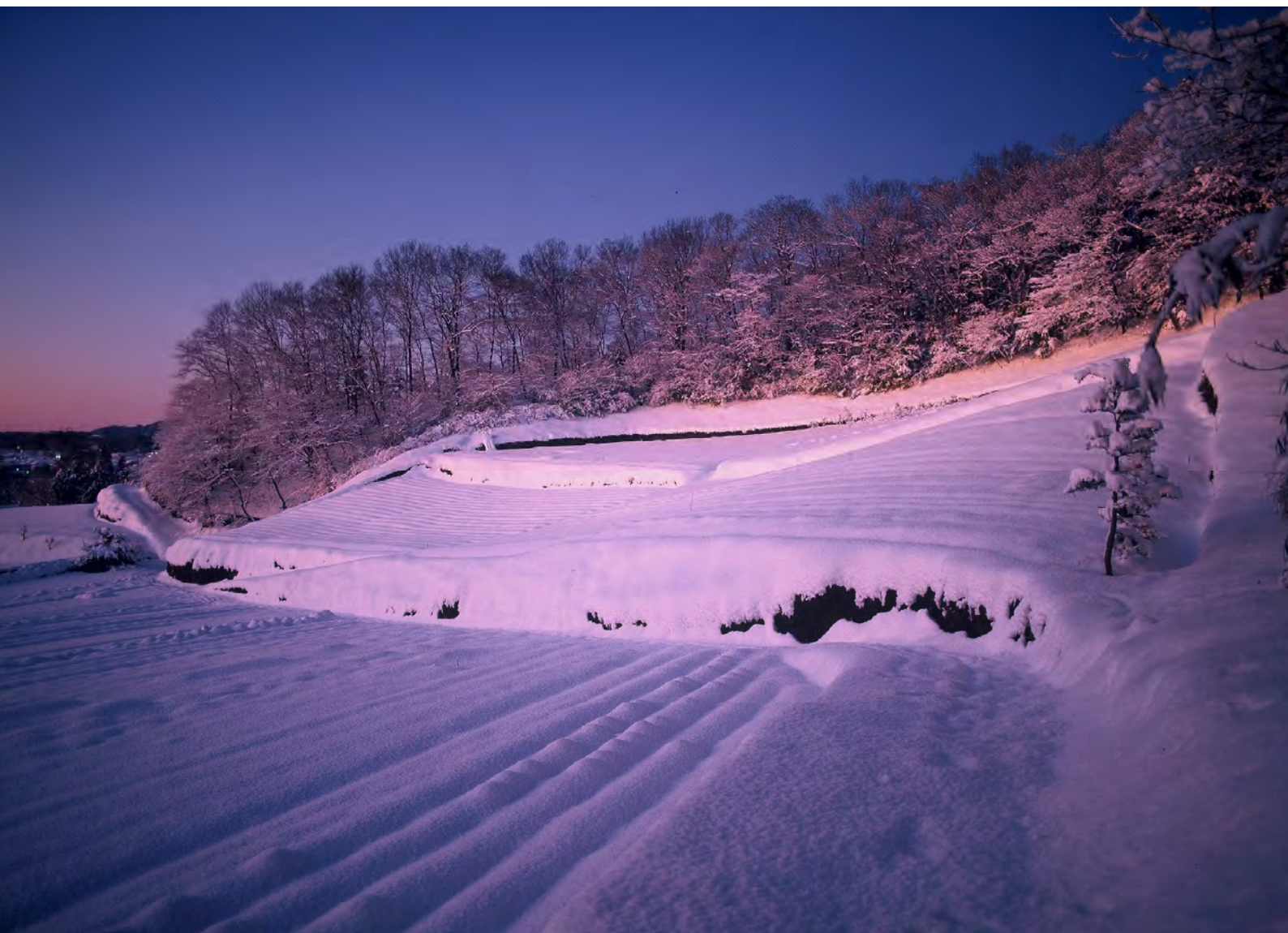
町田の夏

天満宮例祭



町田の秋

掛干し



町田の冬

雪の朝

目 次

1. はじめに	1
1-1. ガイドライン策定の背景	1
1-2. ガイドラインの目的	1
1-3. ガイドラインの対象	2
1-4. ガイドラインの利用方法	3
1-5. ガイドラインの構成	4
2. 良好な景観づくりに向けた基本的な考え方	5
2-1. 町田市の景観づくりの基本的な方針	5
2-2. 町田の“らしさ”	6
2-3. 景観づくりにおける留意点	7
2-4. 景観づくりの第一歩は“気づき”から	9
2-5. 良好な景観づくりに向けて	13
3. 景観形成基準の解説	17
3-1. 町田市全域共通の基準の解説	17
3-2. 景観形成ゾーンにおける景観形成基準の解説	33
3-3. 景観形成誘導地区における景観形成基準の解説	44
4. 届出の方法	55
4-1. 届出対象行為および規模	55
4-2. 届出手続きのフロー	56
4-3. 届出等に係る必要書類	57
5. 今後に向けて	71

1 はじめに

市中は物のにほひや夏の月

あつしあつしと門々の声

二番草取りも果さず穂に出でて

「市中は」の巻
発句、脇、第三

去来

芭蕉

凡兆

連句を知っていただくために、もっとも有名な連句作品のひとつ『市中は』の巻をご紹介します。これは、元禄三（1690）年に松尾芭蕉とその門人の去来、凡兆によって巻かれた歌仙です。

歌仙は三十六句から成りますが、前半の十八句を『町田市景観づくりガイドライン』で、後半の十八句を『町田市公共事業景観形成指針』で、それぞれ順に三句ずつ取り上げてご紹介します。

なお、各句の表記や解釈には諸説がありますが、ここでは『芭蕉ハンドブック』（尾形功編／三省堂／2002年）の「連句解題」を参考にさせていただきました。

連句では、巻頭の三句を「発句」「脇」「第三」と呼び、この発句がのちに独立して俳句となる。発句が生活の匂いに満ちた市街の夕景を詠めば、脇はその余情を受けて、町家の門口で夕涼みをする人々を付ける。第三では、発句と脇が作り出した街中の世界から、田の草取りに追われる農村風景へと転じている。

連句 つながり

の景観づくり

～その1～

- 良好な景観づくりは、周囲の景観と“つながる”ように配慮することが大切です。それはまるで、昔から文芸のひとつとして親しまれてきた“連句”のように、その場にいる人たちが、みんなで一つのものをつくりあげる考え方とよく似ています（P.8 参照）。
 - 本ガイドラインでは、町田市景観計画で定められている景観形成基準を、隣接する建築物など周囲の要素とのつながりに配慮する視点を含めて解説しています。
 - また、連句のように景観づくりを行うイメージを各章の中扉の裏ページから、物語形式で説明します。
-

1. はじめに

1-1. ガイドライン策定の背景

町田市は良好な景観づくりを進めていくために、景観法及び町田市景観条例に基づき、町田市の景観づくりの方針を明確にし、誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による独自の取組みを推進する計画として、2009年12月に「町田市景観計画」を策定しました。

町田市の景観は、それぞれの地域の人々によって、日々の生活と共に守られ、育まれてきました。これからも、長い間守られてきた魅力的な景観を地域で共有し、守り育んでいくとともに、新たにつくられるものについては、地域固有の特性や資源との調和に配慮していくことが重要です。

2024年3月には、これまでの運用上の課題や近年の動向を踏まえ、新たに策定された「町田市都市づくりのマスタープラン」等の上位・関連計画に示す将来像の実現を目指し、「町田市景観計画」の一部改定を行いました。

この景観づくりガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、誰もが気軽に景観づくりに取り組んでいただき、みなさんの取組みの成果であるまち並みの景観が愛着と親しみと誇りの持てるものとなるよう「町田市景観計画」の内容を分かりやすく解説するために策定しています。

1-2. ガイドラインの目的

「町田市景観計画」では、基本理念を“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち ～人と風景が共に育つ景観づくり～”と定め、町田市の景観をより良いものにするため、景観づくりの基本的な方針や届出制度による景観づくりのあり方を示しています。景観計画の解説書となる本ガイドラインでは、市民・事業者等のみなさんに対して、建築物の建築等を行う際の基準について具体例を用いながら解説を行い、民有空間の“公共的空間（次頁参照）”における景観づくりの手がかりについて示すことを目的としています。また、本ガイドラインは、公共空間における景観づくりの考え方を示した「公共事業景観形成指針」と相まって、官民両空間において互いに調和のとれた良好な景観づくりに活用されていくことを狙いとしています。

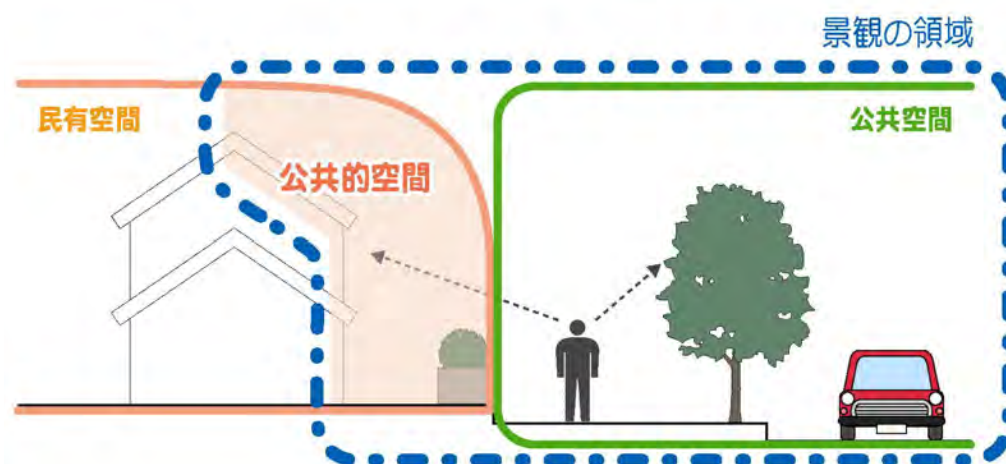
本ガイドラインを手にした皆さんに、日々の暮らしの中で景観づくりが身近なものであるということに気づいていただき、実際に取り組んでいただく契機となることを願っています。



1-3. ガイドラインの対象

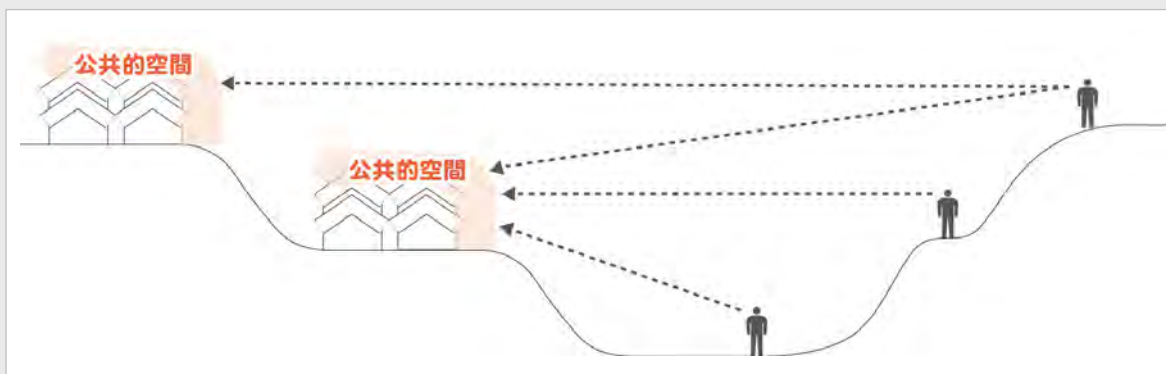
①対象となる空間

ガイドラインは、個人が所有している住宅の外壁や屋根、外構など、そして、一般の人が自由に利用できる駅などの民間施設や道路等の公共空間を往来する不特定多数の人々の目に映る部分（以下、「公共的空間」）を対象としています。



町田市における「公共的空間」の捉え方

町田市は、地形の起伏が豊かな場所が多くあるため、高い場所から見下ろした場合など、少し離れた場所からも多くの人の目に映る可能性があります。そのため、周辺の道路などの公共空間から離れた位置に建築物が配置されていたとしても、建築物の屋根や外壁などの民有空間にある要素は、“見られる”可能性があり、「公共的空間」として位置づけられると認識することが大切です。



②対象となる要素

ガイドラインの対象となる公共的空間における具体的な要素は、建築物の外壁や屋根、敷地内の植栽や生垣、外構に用いられている塀や門扉などがあげられます。本ガイドラインでは、こうした要素などに対する配慮の考え方の解説を行っています。

対象となる要素の例

外壁



●町田市旭町

屋根



●町田市金井

形態意匠



●町田市原町田

個人の所有物である建築物も、公共空間から見える範囲は対象になります。特に地形の起伏が豊かな町田では、少し離れた場所からも、多くの人の目に映る可能性があります。

外構



●町田市鶴間

生垣



●町田市薬師台

塀



●町田市相原町

道路などの公共空間に接する外構は、景観をつくる上でとても大切な要素です。

1-4. ガイドラインの利用方法

本ガイドラインは、市民や事業者等のみなさんが「公共的空間」において、「町田市景観計画」で定められている届出対象行為や規模に該当する建築物の建築や工作物の建設（P.55 参照）を行う際に、配慮していただきたい内容の解説書として作成しました。また、魅力のある町田の景観をつくっていくために、届出対象行為や規模に該当しない戸建住宅などの建築物であっても、良好な景観づくりを目指して積極的にガイドラインを活用していただきたいと考えています。

また、それ以外にも、みなさんの景観づくりに対する意識を育む視点を紹介し、良好な景観づくりに取り組む際の解説書として活用していただくことも期待しています。

1-5. ガイドラインの構成

ガイドラインは、主に以下の項目によって構成されています。

項目	概説	掲載頁
1.はじめに	ガイドライン利用者がはじめて読む項として、ガイドライン策定の背景、目的、対象と利用方法、構成を示しています。	1
2.良好な景観づくりに向けた基本的な考え方	景観づくりの第一歩として、町田の“らしさ”、“つながり”、“気づき”の視点による景観づくりの大切さを解説しています。	5
3.景観形成基準の解説	町田市全域共通の基準、及び、景観形成ゾーン、景観形成誘導地区における景観形成基準を抜粋し、イラスト等を用いて分かりやすく解説しています。	1 7
4.届出の方法	景観法に基づく届出を行う際の流れを解説します。また、景観づくりに取り組む際の配慮すべき項目を簡潔に確認できるリストを示しています。	5 5
5.今後に向けて	今後の町田市における景観づくりに向けて、市の思いや考えを示しています。	7 1

2. 良好な景観づくりに向けた基本的な考え方

灰うちたたくるめ一枚

凡兆

この筋は銀も見知らず不自由さよ

芭蕉

ただとひやうしに長き脇指

去来

「市中は」の巻 四六句目

灰にまみれたうるめ鰯^{いわし}の干物を、手で叩きながら食べる農繁期の昼餉^{ひるげ}。辺鄙な田舎町の街道筋では、茶店の飯代に銀貨も見ることがないとは不便なことよ。そういう旅の渡世人も、途方もなく長い脇差^{わきざし}などを差して滑稽な姿をしている。

これ以降の中扉の裏には、一人の市民が、市内に自宅を建てる際の物語を示しています。

～その2～



- 町田市景観計画の基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指して景観づくりに取り組んでいる住宅地に、一軒の新築計画が持ち上がりました。
 - 町田の“らしさ”を活かしながら景観づくりを行うには、計画地の周囲の環境と新築する建築物との関連性、つまり“つながり”についてよく考えた上で、デザインなどを決めることが大切です。
 - 家主さんは、こうした景観づくりのポイントに気づくことができるでしょうか。
-

2.良好な景観づくりに向けた基本的な考え方

良好な景観づくりを進めていくためには、市民や事業者等のみなさんと市が、町田市の景観づくりの方向性を共有することが望まれます。そして、具体的に公共的空間における景観づくりについて取り組む前に、まずは自分たちのまちについて知ることが大切です。また、暮らしの中のちょっとした取り組みであっても、景観づくりに貢献するということについて理解することも大切です。

この章では、町田市の景観づくりの考え方について解説します。

2-1. 町田市の景観づくりの基本的な方針

「町田市景観計画」では、基本理念や、基本理念を達成するための基本目標を設定し、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”の実現を目指して景観づくりに取り組んでいます。

市の様々な景観は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。市では、そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、市民だけではなく、市に関わりをもつ人、市を訪れる人も含めて、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指した景観づくりに取り組んでいます。

基本理念

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち
～人と風景が共に育つ景観づくり～

➡ 町田市景観計画 P.44 を参照

基本目標Ⅰ (自然景観)
自然の風景を守り育てる

➡ 町田市景観計画 P.46～49 を参照

基本目標Ⅱ (まち並み景観)
だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

➡ 町田市景観計画 P.50～53 を参照

基本目標Ⅲ (文化的・歴史的景観)
先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

➡ 町田市景観計画 P.54 を参照

基本目標Ⅳ (生活・活動の景観)
次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

➡ 町田市景観計画 P.55～56 を参照

2-2. 町田の“らしさ”

町田市は、地形がつくる景観、農やみどりの景観、河川や水辺の景観、住宅地の景観、にぎわいの景観、沿道の景観、文化的・歴史的な景観、生活・活動の景観など、様々な景観が形成されています。特に、丘陵や谷戸の織り成すみどり豊かな景観、落ち着きある低層住宅街や中高層住宅団地の景観、商都まちだに代表される活気あふれる景観などが、特徴的な景観であるといえます。

その中でも、町田市の景観における特徴は、多様な“地形の起伏”にあります。市内は、ほぼ全域が多摩丘陵に属しており、変化に富んだ多様な地形に恵まれています。

こうした変化に富んだ地形の起伏は、景観に大きな個性を与えるポイントになります。

①谷戸

鶴見川や境川に削られた“谷戸”が複雑に入り組んだ起伏豊かな地形は、町田の“らしさ”のひとつとなっています。

尾根と谷が幾重にも折り重なることで、隣接しながら細分化された空間がつくられていますが、それらがみどりを介しつつ一連のものとして“つながって”見える点は、町田の景観的“らしさ”を生み出す可能性を秘めています。



●町田市野津田町

②中景

地形の起伏が少ない平地の場合、視認される景観は、目の前に見える近景（例：まち並みなど）、もしくは遠く離れた遠景（例：山並みなど）であることが多く、配慮すべき点は限られてきます。一方、谷戸が入り込んだ地形が特徴の町田市では、豊かな地形の起伏が「中景」を生み出し（P.2 参照）、平地の景観に比べて視認できる要素が増えます。

例えば、谷戸の半ばから向かい合う丘に形成されたまち並みを眺められる場所があったり、谷戸の地形が入り組むことで視線が丘によって遮られている場所があったりするなど、丘陵地付近はもとより、まちなかであっても、中景が多様な景観を成しています。

この“中景”を多くの場所で視認できるという点が、町田の“らしさ”であるとともに、町田市の景観を考える上で重要な要素の一つとなっており、この点に配慮していくことが、より特徴的な景観づくりに結びつきます。



●町田市能ヶ谷



●町田市広袴町

2-3. 景観づくりにおける留意点

景観を捉える基本的な考え方として、建築物の建築といった行為の際には“周囲の環境を踏まえる”ことが必要とされています。いくらデザインに凝った建築物をつくっても、建てられた場所に合わなければ決して良い評価はされません。そのため、良好な景観づくりには、周囲の環境に配慮した上で、自身の行為が周囲の景観に与える影響を考慮し、対応していくことが不可欠です。つまり、周囲との“つながり”に留意していくことが大切な視点となります。

また、その際には、“つながり”の構成要素である“人”“空間”“時間”に配慮しながら取り組むことが必要です。

①人の“つながり”

景観づくりに取り組む人が多いほど、良い景観づくりに結びつきます。様々な人が協力し合い、一体となって取り組んでいくことが、良好な景観づくりには求められます。

つまり、地域住民同士、行政と市民、大人と子供等、様々な人と人との想いが“つながる”ことが大切です。



●異なる立場の人の想いを繋ぐ打合せ

②空間の“つながり”

“つながり”を意識して景観づくりを行う際、例えば丘陵地では、“谷戸”や“中景”のような既存の特徴的な要素に留意しつつ、デザインに落とし込む、“連句（P.8 参照）”のような景観づくりを行っていくことが求められます。地域で長い間守られてきた魅力的な景観に敬意を払い、自身の行為にそれを反映させていくイメージで景観をつくりあげていくことが重要です。



●背景にある自然との連続性が感じられる前庭のしつらえ
(横浜市青葉区奈良町)

③時間の“つながり”

景観は、様々な暮らしの行為が長い時間をかけて繰り返されることで、より良いものになっていきます。例えば、その地域で伝統的に用いられてきた建築物の形態意匠や、外構の素材などを積極的にまち並みに取り入れ、地域の歴史を物語るよう“時間のつながり”に留意して景観づくりを行っていくなど、その地域の文化や歴史を意識することが重要です。



●歴史の積み重ねを感じさせる外構
(町田市小野路町)

“連句(連歌)”にならう景観づくり

①連句とは

“連句”とは、景観づくりのヒントであり、前頁の様々な“つながり”も連句に似た発想です。

“連句”は、本来、俳諧の形式を示すものであり「前の人が詠んだ句に対して、ひとつの詩になるように他の人が句をつなげていく」という独自のルールのもとに楽しまれています。

複数の人たちが一つの場に集まり、句を詠んでは、つながるように句を重ね、その上で更に句を重ねていくという流れを繰り返しながら、共同でひとつの詩を制作するといったその行為が、本質的な部分で景観を形成する行為と同質であるとして景観面で用いられることがあります。

②連句と景観の関係

この“連句”という言葉を景観面から捉えると「周囲にある既存の建築物や過去においてデザインに配慮してつくられたものは、時間の経過とともに周辺環境に馴染んで一つの景観を形成しているため、今後、私たちが景観づくりを行っていく場合、周囲の人たちや過去の人たちが行ってきたデザインを大切にしながら、自分達のデザインに落とし込む姿勢で取り組む」という考え方に置き換えることができます。

大切な点は、各々の地域で定めた景観づくりのテーマや作法を共有しつつも、個々が各々に景観づくりについて取組み、結果として全体的にまとまった景観を目指すということが、連句にならう景観づくりの考え方です。



●周囲の建築物と形態・意匠が揃い、連続性の感じられるまち並み（石川県加賀市）



●周囲の環境に合わせ、壁面の色彩や屋根の形状などに配慮が見られるまち並み（岐阜県各務ヶ原市）



●建設年代が異なる建築物群がみどりを介して連なり、特徴あるまち並みを形成している（渋谷区猿楽町）



●商店街全体で低層階の高さと壁面後退の位置が揃い、一体感が創出されたまち並み（横浜市中区）

2-4. 景観づくりの第一歩は“気づき”から

町田市は、にぎやかな中心市街地やみどり溢れる丘陵地など、様々な要素によって景観が形成されていますが、その多くが民有地によって構成されています。従って、町田市の景観をより良いものにしていくためには、市民・事業者等のみなさんの協力が不可欠です。

しかし、その前に、景観づくりを担う市民・事業者等のみなさんに、景観に対して“興味や関心”をもってもらわなければ、景観づくりに取り組むきっかけさえもうまれない可能性があります。また、景観づくりは難しいものであるという思い込みは、市民のみなさんを景観づくりから遠ざける原因にもなります。

従って、景観づくりは“興味・関心を持つこと”“身近な場所から取り組んでみる”ことが大切であることに“気づく”ことから始まります。

① 身近なことへの興味・関心

景観づくりの第一歩は、通勤や通学、日常の買物の際に通る道路沿いのまち並み、四季折々の表情を見せる公園の木々や街路樹、色彩や大きさが不揃いな看板や建築物など、様々なまちの様子に目を向けることから始まります。

普段何気なく通っている道路沿いに飾られた花々やきれいに清掃された歩道などを前に、ふと立ち止まって考えてみると、こうしたまちの景観を構成する様々な要素の多くは、公共的空間（P.2 参照）によって成り立っていることに“気づく”はずです。

自宅の周辺やまち並みに目をやり、様々なまちの様子に“気づく”ことができれば、それは景観づくりの最初の一步になります。

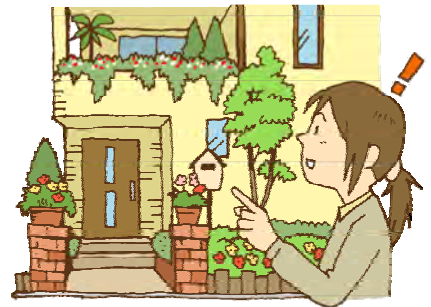


② 気軽にできる取組み

景観づくりでは、日々の暮らしの中で気軽に取り組めることを、積極的に行っていくことが非常に効果的です。

通りから見える窓辺に花を飾ることや、店先にディスプレイを設置してにぎやかさを演出することなど、現在の景観をさらに良く見せるため、暮らしの中で気軽にできる取組みを行うことは、とても大切です。

建築物の建築や工作物の建設だけが景観づくりであるということではなく、市民の皆さんが身近な場所で取り組むことが景観づくりの大きな一歩になります。



気軽にできる取組みの例

花や緑の管理



- 外構周りを花やみどりで彩ると、建築物やまち並みの美しさが際立ちます。

建築物周囲の飾りつけ



- 建築物の周囲への花やディスプレイなどの飾りつけは、彩りやにぎわいを演出します。

外構への配慮



- 届出の必要がない行為でも、外構などに配慮することで、まち並みを魅力的にすることができます。

壁面の緑化



- 緑のカーテン※などで建築物をみどりで覆うことにより、環境への配慮になり、うるおいのあるまち並み景観となります。

定期的な清掃活動



- 歩行空間をきれいにすることで、歩道沿いにある花や樹木の美しさが引き立ちます。

まちの整理・整頓



- 止められている自転車や簡易的な屋外広告物の整理などは、雑然とした印象を和らげます。

舗装面への配慮



- 大切にしていた陶器の破片を舗装に埋め込むことで、思い出を未来につなぐ物語性をもった空間になります。

塀への配慮



- 無機質な塀でもタイルなどを貼り付けるなど、変化を出すことによって、にぎわいを演出することができます。

※緑のカーテン…ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を、ネット等で窓の外にはわせて作る自然のカーテンのこと

③地域の特徴

町田市は、自然景観、住宅地景観、にぎわい景観などをはじめとする様々な景観がありますが、それぞれの景観も地域別に見ると様相が異なります。地域の個性を活かしながら景観づくりを進めるためには、それぞれの地域の特徴に“気づく”ことも大切です。

「町田市景観計画」では、町田市都市計画マスタープラン（1999年6月策定）に基づき分類した8つの地域において、それぞれの地域で景観づくりのテーマ、景観づくりの作法などを示しています。

建築物の建設などを行う際には、それぞれの地域における景観づくりの考え方を踏まえ、周囲にある資源に配慮した上で景観づくりを進めていくことが大切です。



【地域別の景観づくりのテーマ】

1 相原・小山地域

- 1) 水とみどりに恵まれた自然環境に調和した景観づくり
- 2) 地域生活の中心となる駅周辺の秩序ある景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.60～68 を参照



●相原町

2 小山田・小野路地域

- 1) 水とみどり豊かな自然環境に配慮した谷戸山景観の維持保全
- 2) 地域の歴史・文化資源を活かした魅力あふれる景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.69～74 を参照



●小野路町

3 鶴川地域

- 1) 尾根のみどりに包まれた住宅地の景観づくり
- 2) 鶴川駅周辺の秩序ある景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.75～80 を参照



●三輪緑山

4 忠生地域

- 1) それぞれの住宅地の特徴を活かしたみどり豊かなまち並みづくり
- 2) 尾根緑道や河川などの水とみどり豊かな環境を重視したうるおいのある景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.81～86 を参照



●山崎町

5 玉川学園地域

- 1) まちの成り立ちを尊重した風格のあるまち並みづくり
- 2) 地域生活の中心となる学園都市にふさわしい駅前の景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.87～92 を参照



●玉川学園

6 原町田地域

- 1) 活気とふれあいのある中心市街地の景観づくり
- 2) 街道の歴史的な資源などを活かした快適で魅力的なまち並み景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.93～98 を参照



●中町

7 成瀬地域

- 1) みどり豊かで落ち着いた住宅地の景観づくり
- 2) 住宅地に配慮した秩序ある駅周辺や街道沿いの景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.99～104 を参照



●成瀬

8 南町田地域

- 1) 自然や住宅地の多様な特性に応じたまち並みづくり
- 2) 市南部の玄関口にふさわしい景観づくり

➡ 町田市景観計画 P.105～110 を参照



●南つくし野

2-5. 良好な景観づくりに向けて

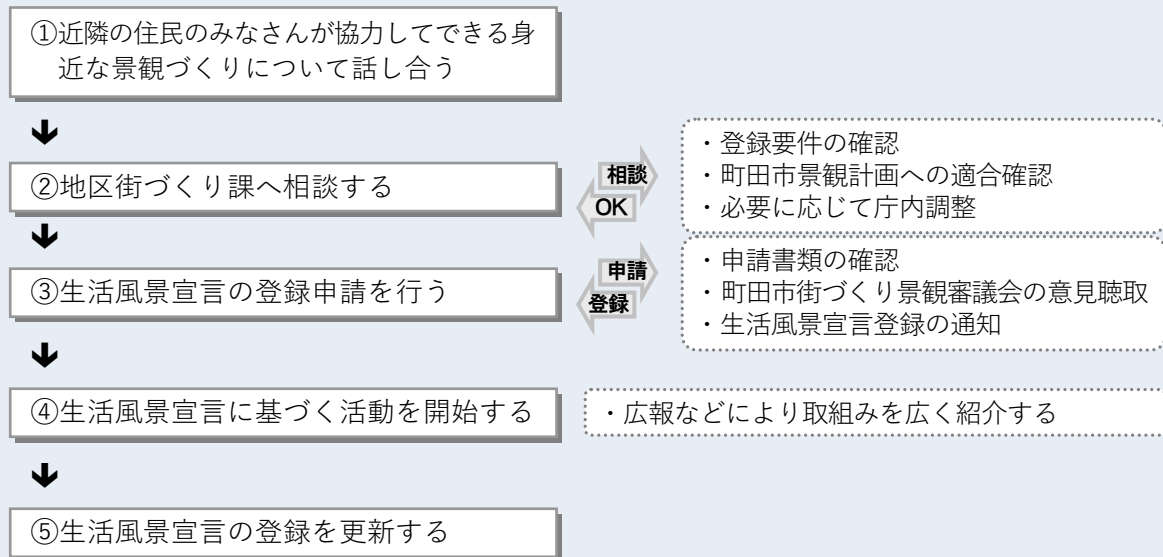
町田市の基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現には、市民が主役となった景観づくりが必要不可欠であり、自分たちのまちに誇りと愛着を持ち、暮らしやすさを高めていこうとする前向きで継続的な取組みが求められます。

皆さんがお住まいの地域において、身近なことへ興味や関心を持つこと、気軽にできる取組みによって身近な場所から景観づくりを実践していくこと、建築物の建築などの際には周囲との“つながり”に留意していくことに加え、さらに良好な景観づくりを行っていく方法の例として、生活風景宣言や地域景観資源の登録、景観形成誘導地区の指定や景観協議会の設置による地域主体の景観づくりなどがあげられます。こうした取組みに発展させていくことも、魅力的な景観づくりには重要です。

生活風景宣言の登録

○一定のまとまりのある区域で、近隣の住民のみなさんで協力して行う、生活風景における魅力の向上のための継続的な取組みを登録していきます。こうした活動を紹介することにより、より良い取組みを周知し、他地域に広めていくことを目指しています。

登録までの流れ



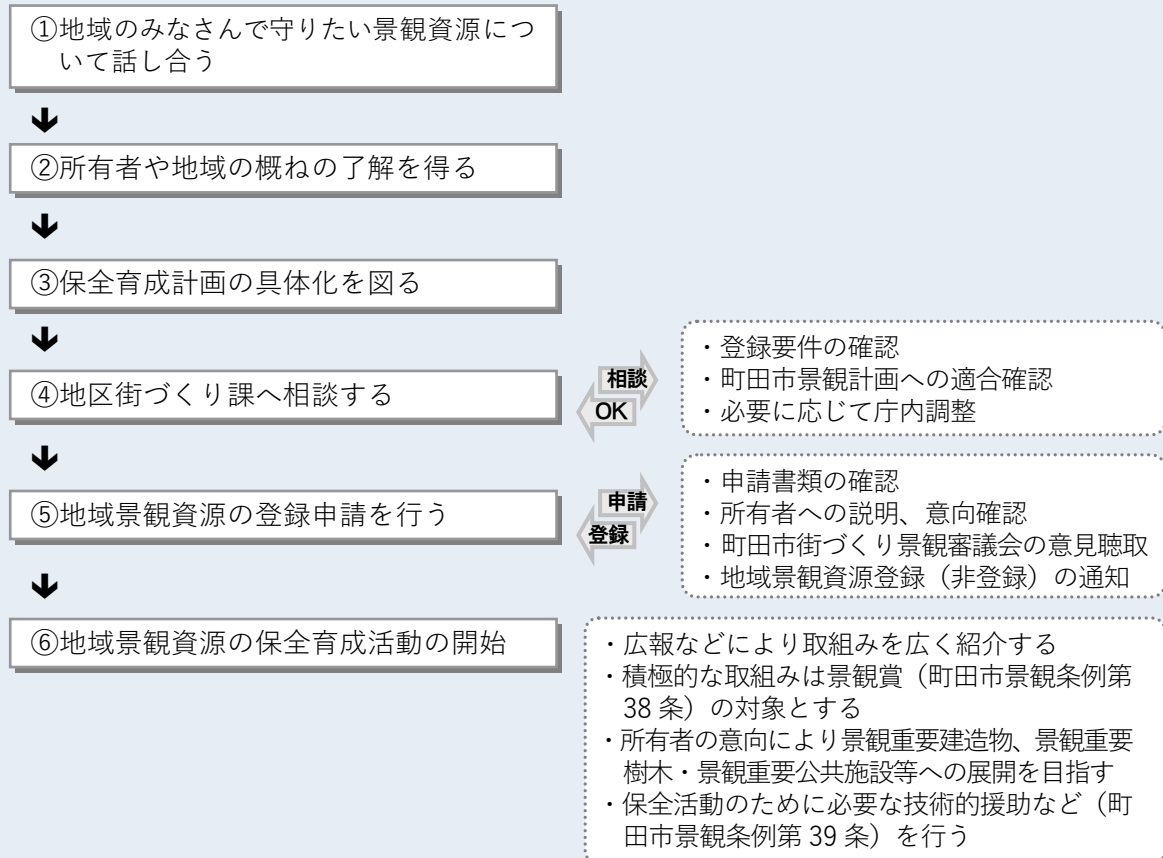
登録の要件

- ①土地や建築物、工作物の所有権やその他の権利を有していること（公共施設を含んでいる場合も、管理者の同意が得られれば登録できます）
- ②地域住民で協働して適切な実施運営が期待できるものであること
- ③道路その他の公共の場所から容易に見ることができること
- ④公益上支障がないこと
- ⑤生活風景の魅力の向上に寄与するものであること
- ⑥一定のまとまりのある区域内の住民の概ねの理解が得られること

地域景観資源の登録

○地域の人々に親しまれ、今後も守りたい景観を、景観づくりの重要な資源として登録し、保全育成活動に取り組んでいく仕組みです。活動の支援を通じて、地域みなさんで意識を共有し、大切な地域の景観資源を地域みなさんが中心となって、守り育てていくことを目指しています。

登録までの流れ



登録の要件

- ①適切な保全育成が期待できるものであること
- ②道路その他の公共の場所から容易に見ることができること
- ③公益上支障がないこと
- ④所有者の同意および近隣住民の概ねの理解が得られること

取り消しの要件

- ①所有者の意向により、当該資源の保全が行えなくなったとき
- ②登録の提案を行ったものが保全活動を行えなくなり、かつそれに代わる保全活動の目途が立たないとき
- ③他の制度により、より有効な保全が可能になったとき
- ④その他、市長が認めるとき

景観形成誘導地区の提案

- 景観に対する興味や関心が高く、景観づくりを積極的に進めている地域や団体で、さらに質の高い景観づくりを進めていく方法の一つとして、景観形成誘導地区の指定が考えられます。
- 景観形成誘導地区の指定に向けて取り組むにあたり、「町田市住みよい街づくり条例」を活用しながら、景観形成誘導地区の指定に向けて検討することが、取り組みやすい方法の一つとして考えられます。

提案までの流れ

①街づくりをはじめよう

- ・地区住民自ら街づくりをしようとする



「まちビジョン」の策定

②住民同士が話し合う場をつくろう

- ・地区の将来像を話し合う場として「まちビジョン準備会」をつくる



③仲間を広げて、まちの将来を考えよう

- ・「まちビジョン準備会」を中心に、地区内で活動する団体や企業、大学など多くの人に声をかけ、まちの将来像などを話し合う



④まちビジョンをつくろう

- ・将来像や計画をまとめ、地区の皆さんの意見を聴き、理解を得る



⑤市は、審議会を経てまちビジョンを策定

- ・街づくり景観審議会の意見を聴く
- ・市はまちビジョンを策定する



景観形成誘導地区の検討・提案

⑥まちビジョンに基づき、景観形成誘導地区の検討

- ・街並み形成型街づくりプロジェクトに認定
- ・街づくりアドバイザーの支援を受けて「景観形成誘導地区」の区域、目標、方針、基準の案を検討



⑦景観形成誘導地区の提案

【市の役割】

- ・地区の皆様と市で協働して「まちビジョン」を策定する。
- ・「まちビジョン準備会」や「街づくりプロジェクト」に対し、「街づくりアドバイザー」を派遣するなどの支援を行う。

景観協議会とは

○景観協議会とは、景観計画区域内の良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う組織のことで、景観法の規定による景観行政団体（町田市）などにより構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業などの団体、公益事業を営む者、沿道地権者、鉄道・バス事業者、周辺住民など、その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者を加えることができます。協議の場では、様々な組織や団体の景観に対する思いや考え方の共有が可能であるため、地域の実情に即した景観づくりについて検討することができます。

（景観協議会を設置する場合の例）

例1. 景観重要公共施設に対する景観形成のあり方を検討する

○景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺地域が、つながりのある一体的な景観となるよう、市、当該公共施設の管理者、事業者、周辺商店街振興組合、商工会、周辺住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占用許可の方針検討、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合。

例2. 交流拠点に対する景観形成のあり方を検討する

○駅周辺やバスターミナル周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、市、鉄道・バス事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、駅周辺の景観計画案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等、関係者の協働による景観形成、地域活性化策の検討等を行う場合。

例3. 価値のある景観資源が存在する地域に対する景観形成のあり方を検討する

○歴史的なまち並みや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、市、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、景観形成基準の検討や景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和した景観づくりの検討等を行う場合。

例4. 観光地域に対する景観形成のあり方を検討する

○散策路などの多くの人が集まる観光地域において、良好な景観を創出するため、市や観光協会、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物などの検討等を行う場合。

例5. 広域的な景観の保全に対するあり方を検討する

○丘陵地、河川等の広域的な景観の保全を図るため、市、関係する市及び県、景観活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合。

例6. 関係行政機関と連携した景観形成の推進方法を検討する

○管理者の異なる公共施設やその周辺のまちなどにおいて、多様な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要がある場合。

3 景觀形成基準の解説

草村に蛙^{かはす}こはがる夕まぐれ

凡兆

路^{ふき}の芽採りに行燈揺り消す

芭蕉

道心のおこりは花のつばむ時

去来

「市中は」の巻
七十九句目

蛙に怯える長脇差^{わきざし}の滑稽な男から、路^{ふみ}の臺を摘みに来て「行燈揺り消す」女の姿へ。さらに、突然の闇に無明^{むみょう}を観じて出家した人物へと連想は広がる。連句では、月の句とともに花の句を珍重し、通常は詠む位置もほぼ定まっている。



～その3～

- 良好な景観づくりは、周囲の環境をふまえることが大切です。町田市には3つの景観形成ゾーンがあり、各ゾーンにおいて、それぞれの特徴をふまえた景観づくりが求められています。
- ところが、初めて家建てる家主さんは、念願のマイホームということもあって、自分の家に対するイメージは膨らむばかり。
- 家主さんの頭からは、周囲の環境や景観のことが離れてしまっています。



- 新築計画のウワサを聞きつけた地域の方々は、良好な景観づくりと一緒に進めていくために、家主さんにアドバイス。
- 「ここは、市内でも特に良好な景観づくりを目指す景観形成誘導地区です。今、あなたの建てたいと考えている建築物が、この場所に建っていると仮定して、まち並み全体をイメージしてみてください。」
- 家主さんは、採用しようとしていたデザインでは自分の建築物だけが極端に目立ち、おかしいまち並みになってしまうことに気づきました。

3.景観形成基準の解説

3-1. 町田市全域共通の基準の解説

- 本章では、町田市景観計画において位置づけられている町田市全域共通の景観形成基準について解説を行うことを主な目的としています。
- 本ガイドラインで掲載している景観形成基準の解説項目は、建築物の建築や工作物の建設などの際に、特に配慮していただきたい項目を抜粋して解説しています。
- 建築物の建築や工作物の建設の際には、本ガイドラインに記載されている解説に沿って、景観づくりを進めていきましょう。

■町田市全域における景観形成の方針

以下の方針を重視しながら景観づくりを図ります。

① 場所の特徴を活かす。

その場所らしさを感じられる景観をつくるため、計画地周辺の地形や地域のまちづくりの状況などを捉え、場所の特徴を活かした景観づくりを目指します。

② 周辺環境やまち並みとの調和を図る。

周囲の建築物やみどりと馴染む配置や意匠、色彩、外構にすることで、周辺環境やまち並みとの調和を図ります。

③ 道路などの公共空間からの見え方に配慮する。

積極的な沿道緑化をはじめ、地域の歴史的な資源や自然資源の眺望保全、設備機器などの配置の工夫などにより、道路などの公共空間からの見え方に配慮します。

④ 人々の交流や活動を促すような空間をつくる。

道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保し、人々の交流や活動を促すような空間づくりを目指します。

⑤ 人の目線（アイレベル）からの景観を丁寧につくる。

通りなどのパブリックな空間に面した建築物の低層部や外構の設えについては、人の目線から「開放感」や「にぎわいの創出」、「うるおいのある演出」を意識したものとし、出歩きたくなるような景観を目指します。

3-1① 建築物の建築等

配置

景観形成基準

○丘陵地の景観や周辺のまち並みに配慮した配置とするため、隣接する建築物と壁面の位置を揃えたり、適切な隣棟間隔を確保する。

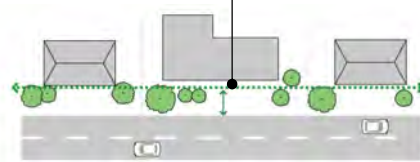
基準の解説

○建築物の前面道路からの後退距離を隣り合った建築物と揃えることで、まち並みとしての連続性に配慮しましょう。

○丘陵地ゾーン、小野路通り景観形成誘導地区、多摩境通り景観形成誘導地区では、隣接する建築物との間隔をある程度確保し、背後の丘陵地に見られる豊かなみどりを借景として活用できるよう努めましょう。

○にぎわいゾーンでは、店舗や事務所ビルの低層部をセットバックさせてオープンスペースを設けるなど、まち並みに変化とにぎわいも演出できるよう配慮しましょう。

壁面の位置を揃える



隣棟間隔を確保し、背景の丘陵地への眺めが得られるまち並みにする



配慮事例



●町田市能ヶ谷

隣接する建築物の壁面位置が揃うことで、道沿いの景観のペースが形づくられています。



●中央区銀座

通りからの壁面位置がまち並みで統一されており、すっきりとした景観が形成されています。



●町田市金井

隣り合った建築物と後退距離が揃い、連続性の感じられる景観が形成されています。

形態・意匠・色彩

景観形成基準

- 建築物単体のバランスだけでなく、丘陵地のみどりや周辺のまち並みとの調和に配慮した形態・意匠、素材とする。

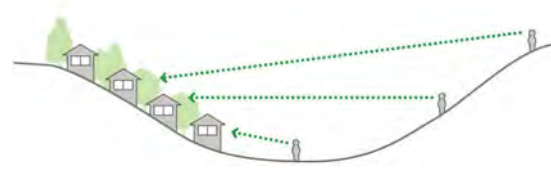
基準の解説

- 隣り合う建築物や周囲に広がるまち並みなどの形態・意匠を自身の建築物に反映するなど、周辺景観との調和に努めましょう。
- 向かい合う丘に形成された住宅群が見える場所では、互いに広範囲から見える可能性があるため、壁面や屋根の色彩などが周囲の建築物と調和するよう、中景にも配慮した景観の形成に努めましょう。
- 丘陵地のみどりと調和するよう、傾斜屋根としたり、自然素材を用いるなどの配慮に努めましょう。

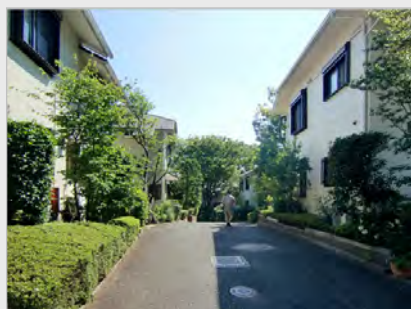
屋根や窓などの形状を揃える



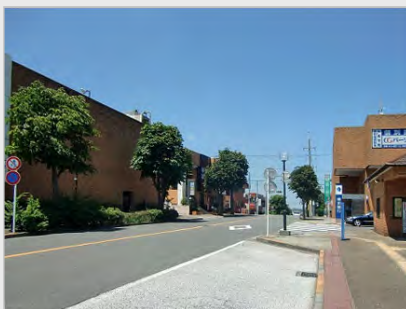
向かい合う丘に形成された住宅群が見える場所では、壁面や屋根の色彩などに配慮する



配慮事例



- 町田市南大谷
建築物の外壁の色彩が同系色で揃っており、統一感のある景観が形成されています。



- 町田市つくし野
まち並み全体で同じ素材が用いられており、一体感のある景観が形成されています。



- 町田市能ヶ谷
隣り合った建築物の形態・意匠が揃い、統一感のあるまち並みが演出されています。

形態・意匠・色彩

景観形成基準

- ①道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、建築物を分節化したり外壁の色彩を変えるなどの配慮をする。
- ②色彩は、「町田市景観計画」別表1（景観計画 p153）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

基準の解説

①

- ・壁面に陰影をつけた形態・意匠にしたり、分節化するなど単調な表情とならないようにしたり、明度を変えた同系色の色彩を用いるなどして、周囲への圧迫感の軽減に努めましょう。

また、壁面の色彩は、市街地では周囲と調和する色彩であっても、丘陵地に囲まれた場所ではそぐわない可能性があるため、周囲の景観との連続性を感じられるよう努めましょう。

- ・高層建築物の場合は、低層階で明度を低くし、高層階では明度を高くした色彩を用いるなどして、周囲への圧迫感の軽減に努めましょう。

②

- ・隣接する建築物や周辺のまち並みの色彩に配慮し、つながりのある調和のとれたまち並みの形成に努めましょう。
- ・使用する色彩が、周囲の建築物に対して著しく明るく、また、暗くなり過ぎないようにしましょう。
- ・使用する色彩が複数の場合は、色彩の明度差（コントラスト）が大きくなり過ぎないように配慮しましょう。
- ・使用する色彩の数が多くなり過ぎないように配慮しましょう。

背景が丘陵地のみどりに覆われている場所では、原色系の色彩を避け、周囲の景観に調和させる



壁面に凹凸や色の濃淡を施して分節化する



配慮事例



●町田市小山ヶ丘



●町田市三輪緑山

陰影効果を生み出す形態・意匠や、分節化した色彩により、周囲への圧迫感が軽減されています。

形態・意匠・色彩

景観形成基準

- 「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点※¹」、「にぎわいとみどりの都市拠点※²」では、建築物内のにぎわいが外からでも見えるよう、建築物の低層部はガラス張りや開口部を多くするなど開放的な意匠とする。

※1 広域都市拠点：町田駅周辺

※2 にぎわいとみどりの都市拠点：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺

基準の解説

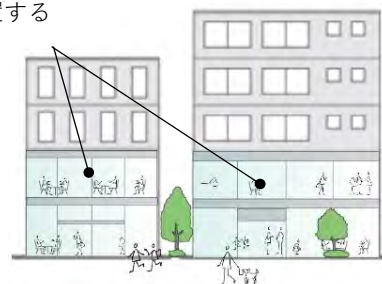
- 低層部はガラス張りや開口部を多く設置し、内部の様子が通りから見えるような開放的な意匠となるよう工夫しましょう。

- 低層部のみセットバックしたり、閉店時でもウィンドウショッピングが楽しめるようパイプシャッターを用いたりするなど、まちを歩く人の楽しみを演出するとともに、開放的にぎわいのあるまち並みの創出に努めましょう。

低層部のみセットバック
させる



低層部はガラス張りや開口部
を多く設置する



配慮事例



●千代田区丸の内
憩いの場を提供するなどして、まちを歩く人の楽しみを演出するまち並みとなっています。



●横浜市中区元町
建築物の上層部および低層部の壁面位置が揃っており、連続性のあるまち並みが創出されています。

外構・緑化

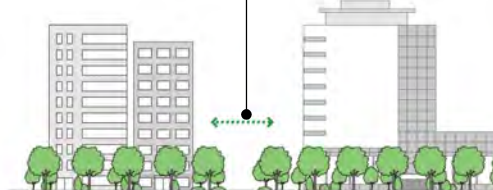
景観形成基準

○道路、河川、公園などの公共空間に接する位置に、植栽を行うよう努める。

基準の解説

○敷地内で緑化を行う場合は、通りに面した場所に植栽したり、隣接する敷地や街路樹が植栽されている場所を考慮し、適度な間隔となるようみどりを配置したり、周囲の樹種と調和させたりするなどして、公共空間からの眺望に配慮しましょう。

外構に用いる植栽によりみどりの連続性を創出する



擁壁の前面に植栽するなどして、圧迫感の軽減を図るとともに単調な景観とならないよう配慮する



配慮事例



●町田市薬師台

隣接する敷地との境に柵などを設けず、ゆとりのある開放的な空間が創出されています。



●町田市三輪緑山

接道部を緑化し、隣接する敷地のみどりとつながりを持たせており、うるおいのあるまち並みが創出されています。



●町田市小山ヶ丘

丘陵地の植生や周囲にある樹種が積極的に活用されており、地域らしさのある景観が形成されています。

オープンスペース

景観形成基準

- ① 敷地内に道路などの公共空間と連続した開放感のあるオープンスペースを積極的に確保し、座れる場所や植栽などを設け人々が滞留できる空間を創出する。
- ② 「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点※¹」、「にぎわいとみどりの都市拠点※²」及び「生活拠点※³」では、うるおいのある交流の場を創出するため、中高木を植栽してオープンスペースに木陰をつくったり、ベンチの周りにみどりを配置するなどの工夫をする。
- ③ 「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、オープンスペースの連続性が感じられるように、床などの仕上げには、周辺敷地などの意匠や色彩、素材などを取り入れるなどの工夫をする。

※1 広域都市拠点：町田駅周辺

※2 にぎわいとみどりの都市拠点：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺

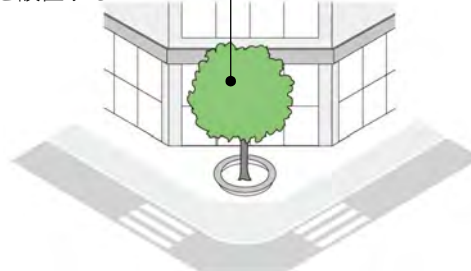
※3 生活拠点：相原駅周辺、玉川学園駅周辺、成瀬駅周辺、木曽山崎周辺

基準の解説

- ① オープンスペースに座れる場所や庇のある溜まりスペース等を設けるなど人が憩える空間を創出するよう努めましょう。

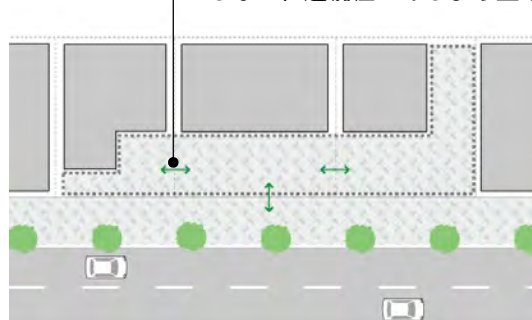
また、計画地の大きさや、防犯の観点から、オープンスペースの確保が難しい場合は、建物低層部のみセットバックさせる、壁面緑化や接道部を広く緑化するなど工夫しましょう。

まちかどではオープンスペースやシンボルツリーを設置する



- ② 景観上のポイントとなるまちかどでは、まちかどの印象を高めるシンボルツリーを植栽したりするなどして、ゆとりやうるおいを演出するまちかどの創出に取り組みましょう。

隣接する敷地と舗装材をあわせるなど、連続性のあるまち並み



- ③ 外構計画では、敷地内に設ける植栽柵やエントランスに用いる舗装材の色彩や素材などを、建築物本体と調和させるだけでなく、隣接する歩道等の公共空間で用いられている舗装材との調和にも配慮し、まとまりのあるまち並み景観の形成に努めましょう。



オープンスペースに座れる場所や庇のある溜まりスペース等を設けるなど、人が憩える空間を創出する。

中高木を植栽するなど、みどりを活かしたうるおいある交流の場を創出する。

配慮事例



●千代田区丸の内
多くの人の目に止まるまちかどに樹木が植栽されており、都市の中でもゆとりとうるおいを感じられる景観が形成されています。



●横浜市西区みなとみらい
隣接する敷地のオープンスペースやみどりが連続するよう配慮されています。



●千代田区丸の内
敷地内と公共空間の舗装材の素材や色彩がそろっており、統一感のある景観が形成されています。



●横浜市西区みなとみらい
敷地内と公共空間の舗装材が同系色でまとめられており、連続性のある景観が形成されています。

歴史的な資源や自然資源への配慮

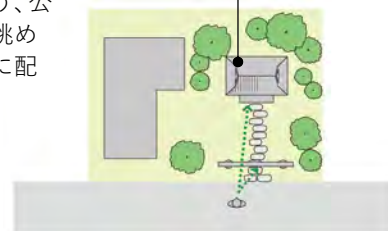
景観形成基準

- ①敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、周辺の道路などの公共空間からこれらの資源への眺望を妨げない配置とする。
- ②敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合（第3章参照）には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。

基準の解説

- ①敷地内に歴史的な資源や保全すべき特徴的な樹木などがある場合は、それらを地域の財産として道路などの公共空間から眺められるよう、建築物をこれらの資源から離して配置したり、資源への視線を遮るような場所への配置を避けたりするなど、建築物によって資源が隠れることのないよう配慮しましょう。

地域で資源を共有できるように、公共空間から眺められる場所に配置する



- ②周囲にゆかりのある歴史的な神社や仏閣、その他歴史・文化的な資源などが位置する場合は、それらが有する趣などに配慮して、素材や色彩などで調和を図り、周囲の歴史性を損なわないよう努めましょう。

歴史資源に用いられている形態や意匠などを自身の建築物に取り入れる



配慮事例



- 町田市南大谷
住宅地と地域景観として残すべき斜面地のみどりとの共存が図られています。



- 町田市高ヶ坂
敷地内の歴史資源が保全されており、公共空間から眺めることができるよう配置されています。



- 町田市小野路町
隣り合う建築物や歴史的な資源の形態や意匠、素材が揃っており、一体感のあるまち並みが形成されています。

水辺への配慮

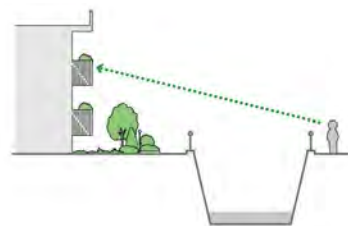
景観形成基準

○敷地が河川や水路などの水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮し高い塀の設置や設備機器の露出を避けるなどの工夫をする。

基準の解説

○水辺に面する側は、周囲や背景との調和に配慮しつつ、建築物本体の形態や意匠などを工夫したり、積極的に緑化したりするなどして、水辺や対岸から見られることを意識した計画となるよう努めましょう。

水辺に面している部分は、見られることを意識した形態・意匠にする



高さ・規模

景観形成基準

○周辺の建築物群との調和に配慮した高さ、規模とする。

基準の解説

○隣り合う建築物や周囲に立地する建築物の高さを考慮し、通りから見た際にすっきりとしたスカイラインとなるよう、可能な限り高さを揃えるよう配慮しましょう。

建築物のスカイラインを揃える



照明

景観形成基準

- 「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点※¹」、「にぎわいとみどりの都市拠点※²」では、通りに適度な明るさとにぎわいをもたらすために、建築物の外壁や樹木を間接的に照らしたり、ショーウィンドウに照明を設けるなどの工夫をする。

※1 広域都市拠点：町田駅周辺

※2 にぎわいとみどりの都市拠点：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺

基準の解説

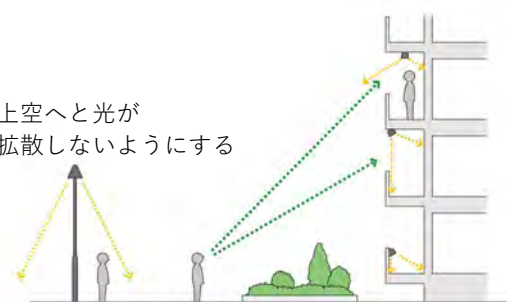
- 外壁の照明、軒先の照明、ショーウィンドウの照明などの建築物に対するライトアップや、店舗入口における歩行者用の照明は、町田の顔としてふさわしい場所となるよう光源の種類や照明方法(間接照明)を工夫し、にぎわいのある「商都まちだ」の景観を演出するよう努めましょう。

- 樹木や橋りょうの欄干などを照らすことにより鉛直面の輝度を確保するよう努めましょう。

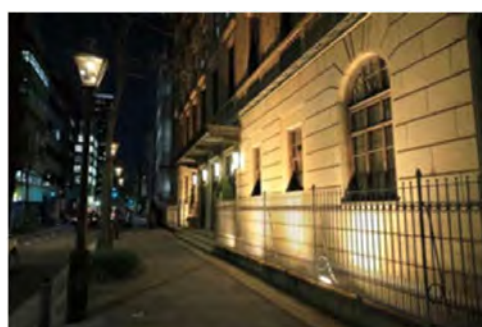
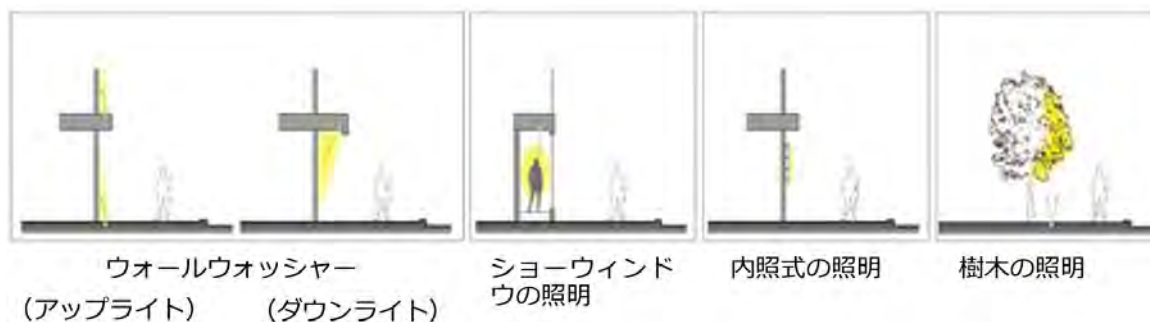
- 周囲に光害が生じないよう工夫しましょう。

間接照明等によって過剰な光の散乱を防止する

上空へと光が
拡散しないようにする



鉛直面の輝度を確保する照明手法の例 (東京都「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引」より)



外壁面のアップライト



地中埋込型照明による樹木のアップライト

設備等

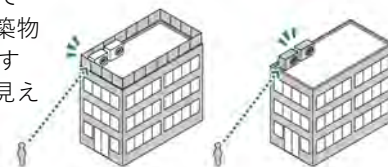
景観形成基準

- ①屋根・屋上に設備などがある場合は、周囲からの見え方に配慮し、配置や形態・意匠を工夫する。
※建築物に付帯する携帯電話基地局、太陽光発電設備を含む。
- ②建築物に付帯する構造物や設備などは、周囲からの見え方に配慮し、建築物本体との調和を図る。

基準の解説

- ①屋上設備等の意匠や色彩を建築物に合わせたり、
屋上設備を柵で囲うなどして道路等の公共空間から容易に見えないようにしたりするなど、目立ちにくくなるよう努めましょう。
商業店舗や事務所ビルなどの屋上に柵や囲いを設ける場合は、建築物本体と調和した形態・意匠となるよう努めましょう。

設備を柵などで隠したり、建築物と同じ色彩にするなどして、見え方に配慮する



- ②空調施設や屋外階段など、建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体と一体化させたり、建築物に用いられている同じ素材で隠したりすることで、建築物との調和に努めましょう。
また、色彩などに留意し、背景にある丘陵地のみどりや周辺の建築物と調和を図り、一体的なまち並み景観の形成に努めましょう。

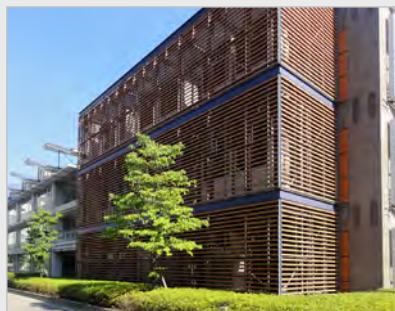
屋外階段は建築物本体に組み込んで目立たなくする



配慮事例



- 八王子市南大沢
建築物に付帯する設備機器が同系色の囲いや植栽によって隠れており、道路などの公共空間から見えにくくなっています。



- 港区六本木
建築設備を囲いで隠しており、周囲から見えにくくなるよう工夫しています。

駐車場、自転車置き場 ごみ置き場等

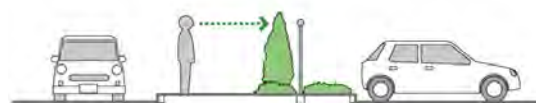
景観形成基準

- 駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器などは出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、周囲からの見え方に配慮し、植栽などの緩衝帯を設けるなどの工夫をする。

基準の解説

- 駐車場や設備機器等を建築物の外壁と同様の素材や色彩、意匠にすることで建築物本体となじませたり、敷地の外周に植栽を施すことで設備機器等を周囲から見えにくくしたりするなど、周辺にうるおいを与え、親しみやすい景観になるよう努めましょう。
- ごみ置き場を設ける場合は、ごみストッカーを利用するように努めましょう。

駐車場や付帯設備は植栽などによって隠すことで目立たせなくする



●町田市原町田

コンテナ倉庫

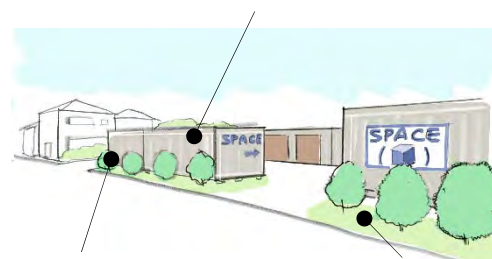
景観形成基準

- ① 色彩は、「町田市景観計画」別表1（景観計画 p153）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
- ② コンテナ倉庫に付帯する構造物や設備などは、本体との調和を図る。
- ③ 道路などの公共空間からの見え方に配慮し、配置や植栽などを工夫する。

基準の解説

- ①②外壁、屋根及び設備類の色彩を落ち着いたものとし、周囲景観と調和するよう努めましょう。
- ③道路からの距離を確保し、ゆとりある配置とするよう努めましょう。
- 道路側に出来る限りみどりを配置し、コンテナ倉庫の無機質な印象を軽減させるよう努めましょう。

「建築物等における色彩の基準」の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。



出来る限り
みどりを配置する。

道路からの距離を確保し、
ゆとりある配置とする。

3-1② 工作物の建設等

形態・意匠・色彩

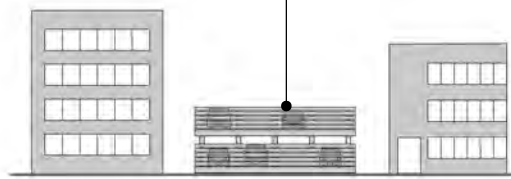
景観形成基準

○まち並みの調和や、魅力ある沿道景観の創出のため、通りからの見え方に配慮した形態・意匠とする。

基準の解説

○突出して目立つ形態や意匠を避け、附属する建築物、あるいは隣接する建築物の形態・意匠や色彩に調和させるなどして、工作物が周囲の景観と調和するよう努めましょう。

周辺施設や建築物との色彩などの協調に努める



高さ・規模

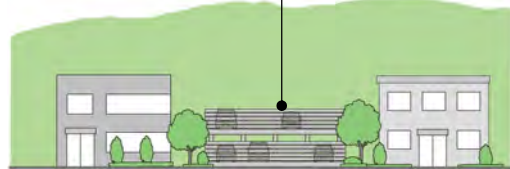
景観形成基準

○道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、外壁は周辺のまち並みとの調和に配慮した高さ、規模とする。

基準の解説

○違和感を与えない高さや規模に抑えたり、設置位置を通りから後退させることにより、ゆとりある歩行空間を創出したりするなど、通りなどの公共空間からの見え方に配慮した魅力ある沿道景観となるよう配慮しましょう。

違和感を与えない高さや規模に抑える



配慮事例



●町田市下小山田町

煙突の色彩が低彩度に抑えられることで、煙突が背景の空と調和し、ゆとりある景観が形成されています。



●町田市野津田町

照明灯の色彩が周囲に違和感を与えない彩度になっており、自然の魅力を損なわない景観となっています。

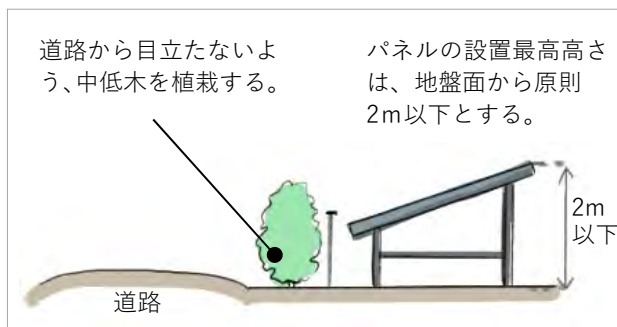
太陽光発電設備

景観形成基準

- ① 道路などの公共空間から直接見えないように、中低木を植栽する。
- ② 太陽光パネルの設置最高高さは、道路などの公共空間から見た際の圧迫感を軽減を図るため、地盤面から原則 2m以下とし、やむを得ず 2mを超える際は、公共空間からの距離を確保するなどの配慮を行う。

基準の解説

○敷地の道路に面した部分は、中低木を植栽するなどにより、歩行者や通行車両から見える太陽光発電設備の人工物の存在感を軽減させるよう配慮しましょう。



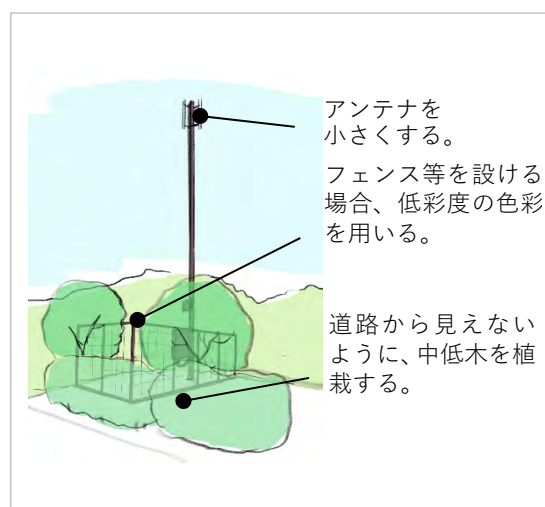
地上設置型携帯電話基地局

景観形成基準

- ① アンテナを小さくしボックス類の数を少なくするなどすっきりとした形状にする。
- ② 道路などの公共空間から直接見えないように、中低木を植栽する。
- ③ 支柱の色彩は、低彩度・低明度とし、フェンスなどを設ける場合、支柱の色彩に揃える。

基準の解説

○アンテナ部分は景観に与える影響が大きい形状を避け、できる限り簡素な形態とするよう努めましょう。



3-1③ 開発行為

造成等

景観形成基準

- ①垂直擁壁は出来る限り避ける。やむを得ず設ける場合には、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑えたり、前面に植栽帯を設けるなどの工夫をする。
- ②それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とし、長大な擁壁やのり面などが出現しないようにする。

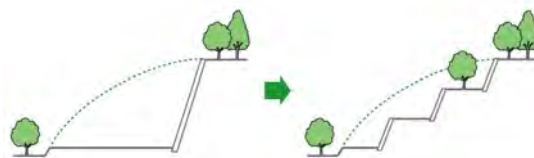
基準の解説

- ①造成等で擁壁を設ける場合には、緩やかな勾配となるよう配慮するとともに、やむを得ず垂直擁壁を設ける場合でも、高さを抑えたり、前面に植栽帯を設けたりするほか、周囲の景観と調和するよう、光に反射しない素材の化粧型枠等を用いたり、仕上げの工夫によって単調にならないよう留意するなどして、圧迫感の軽減に努めましょう。
- ②谷戸周辺での開発に伴い発生する擁壁やのり面は、緩勾配にしたり、小段を設けて分節したりして元の地形の特徴が可能な限り残るよう配慮しましょう。

擁壁の前面に植栽するなどして、圧迫感の軽減を図るとともに単調な景観とならないよう配慮する



地形の変更はできる限り避け、元の地形の特徴が可能な限り残るようにする



配慮事例



●町田市広袴

擁壁に勾配が設けられるとともに上部が緑化されており、周辺のみどりの連続性が感じられる景観が形成されています。



●町田市金井

擁壁の前に植栽帯が設けられており、うるおいのあるまちなみが生み出されています。



●町田市鶴間

凹凸のある擁壁を用いたり、擁壁の前に植栽帯を設けるなどして、圧迫感の軽減に対する配慮が見られます。